

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 元年 6月 11日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03535

研究課題名(和文)「ジェンダーの主流化」とアジアの平和構築

研究課題名(英文)"Mainstreaming of gender" in the peacebuilding activities in Asia

研究代表者

本多 美樹 (HONDA, Miki)

法政大学・法学部・教授

研究者番号：30572995

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は人間の安全保障の視点に立ち、平和構築のあらゆる過程で女性の参画を進めることの重要性と、その参画が紛争後の地域の弱者に与える影響について考察した。国際連合(国連)は安全保障理事会(安保理)決議に基づいて平和移行期の女性の役割の制度化や規範化を進め、国際社会に新たな視座を与えてきた。本研究では「女性・平和・安全保障」に関する安保理決議とジェンダーに対する国際社会の認識の変化について整理した後、平和が定着しない要因として、法やジェンダー等の価値・規範が当該社会で根付き難いことや、国際社会と現地社会との間に規範や価値の認識において隔たりがあることを指摘し、当該社会に法や規範が馴染む方策を検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、紛争を経験した国家の平和構築のプロセスにおいて女性の参画を進めることの重要性とジェンダーの主流化を進めてきた国連安保理での決議を軸に整理した。そして、国連が中心となって進めてきた平和構築活動が現地の平和の定着に繋がらない原因の一つとして、国連が制度化・規範化を進めてきた法や規範・価値が当該社会で根付き難いこと、国際社会と現地社会との間に法や規範・価値をめぐる認識において大きな隔たりがあることを明確にした。このように、価値・規範の認識のズレの原因、認識のギャップを克服するために可能なアプローチについて検討を行ったことによって、平和の定着への道筋を僅かながら示すことができた。

研究成果の概要(英文)：Based on the human security perspective, this research analyzed the importance of women's participation in every process of peacebuilding activities and its influence of empowerment on the vulnerabilities in a conflict-prone or post-conflict society. The United Nations has adopted a series of the security council (SC) resolutions related to women's participation in the peace transition process and has contributed to heightening the awareness and mainstreaming of "gender". This research firstly analyzed the SC resolutions to know the improving perception of gender in the international communities, and then pointed out some factors which delay the peacebuilding activities. One of the biggest disincentives is the perception gap and tensions between international peacebuilding actors and local stakeholders that goes far deeper than mere problems of coordination. And lastly this research made a modest attempt to seek possible ways of sharing values and norms among the different actors.

研究分野：国際関係論

キーワード：平和構築 国連 国際規範・価値 ジェンダー エンパワーメント

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

研究代表者の研究対象は一貫して、「平和」が誰によってどのような方法で維持されていくのか、そして、そのプロセスに関与する多様な行為主体（アクター）間の協働と確執にある。国際社会のさまざまなアクターの中でも、国際社会の平和と安全の回復・維持を主なミッションとして進めてきたのは国連だが、冷戦後に国家間の戦争や国家を主体としない紛争が増加し、国家以外の主体が新たな「脅威」になったことにより、その活動は強制力を伴う平和執行、紛争の解決から復興支援、紛争の防止、警察・統治機能の再建など徐々に拡大してきた。それゆえに、国連だけでなく、さまざまなアクターも平和への活動に積極的に参画している。

研究代表者は、このような多くのアクターが関わる平和構築活動を強化するためには、「人間の安全保障」などの規範に加えて、国際社会で共有できるコンセンサスの必要性を感じていた。ここ数十年の間に国連から発せられるメッセージを観察すると、これからの国際社会の平和を支えていくキーワードのひとつは「ジェンダー」であり、女性の能力強化（エンパワーメント）を促す政策が平和構築の分野でも主流を成してきていることは明らかである。

国連は設立当初からジェンダーの格差に取り組んできたが、1990年代から政策や事業に男女間の役割の違いを認識して格差を解消しようとする視点を組み入れ、「ジェンダーの主流化」を進めてきた。日本でも国際的な認識の広まりを意識して、女性のエンパワーメントのための政策が進められている。2000年に、国連の安保理によって採択された安保理決議1325は、女性を積極的な主体としてとらえ、紛争の予防や解決、平和構築、平和維持に平等かつ全面的に参加することの重要性を強調する画期的な決議であった。決議は国連加盟国に対して、平和と安全の維持と促進に向けたあらゆる取り組みに対する女性の平等な参加と全面的な関与を確保するよう呼びかけるとともに、すべての主体に対して、女性の参加を拡大してジェンダーの視点を平和構築の全領域に取り入れるよう強く促す決議であった。この決議が採択されてから15年以上経つが、実際にはどの程度の貢献がなされているのか——研究代表者はそれを、かつて紛争を経験したアジアの国で確認したいと考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、平和構築活動のあらゆるプロセスでの女性の役割と、その平和活動への女性の参画が女性自身を含む弱者のエンパワーメントに与える影響について明らかにすることである。そのために、紛争や大規模な人権侵害を経験したアジアの国々において、紛争の解決と予防、平和構築、平和維持活動のあらゆる過程でジェンダーの視点がどの程度導入され、活動への女性の参画がどのように進められているのか、また、女性が平和の定着にどのような形で貢献しているのか、あるいはしていないのかについて、問題点や課題も含めて実態を調査したいと考えた。そして、ジェンダーの視点の導入が現地での平和の定着に向けての推進力となっているのかを検討することによって、今後の国際貢献の在り方について一定の示唆を得ることを目標とした。

3. 研究の方法

(1) ジェンダーに対する国際社会の認識の変化とジェンダーの主流化について知るため、国連安保理によって採択された「女性・平和・安全保障」に関する決議の整理を行った。

(2) ジェンダーを政策プログラムに取り入れる過程において、特にアジア諸国においてどのような取り組みが国家として行われているのかについて知るため、各国の国家行動計画（National Action Plans: NAP）の策定状況について整理を行った。

(3) 研究代表者が研究を共にしているシンガポールの The Consortium of Non-Traditional Security Studies in Asia（NTS-Asia：南洋工科大学）でのシンポジウムへの参加や協力者との会合を通じて、アジア諸国の策定状況と実態について情報収集を行った。

(4) 本研究を進める過程で、平和構築活動に携わる多様なアクター（国際機構、地域機構、国家、企業、NGOなどの市民社会）と現地政府やコミュニティの間に、法の運用、規範や価値の認識について大きな隔りがある。そのため、それぞれの認識とその隔りを超えて平和を定着させるための方策としくみについて考察を行った。

4. 研究成果

本研究は、人間の安全保障の視点に立ち、紛争後の平和移行期にある社会において平和構築のあらゆる過程で女性の参画を進めることの重要性和、その参画が地域の弱者に与える影響について考察した。国連は安保理決議に基づいて平和移行期の女性の役割の制度化や規範化を進め、国際社会に新たな視座を与えてきた。本研究では、ジェンダーに対する国際社会の認識の変化について安保理決議を軸に整理した後、平和活動が進まない一要因として、法やジェンダー等の価値・規範が当該社会で根付き難いこと、また、国際社会と現地の間に規範や価値の認識において大きな隔りがあることを指摘し、当該社会に法や規範が馴染むアプローチにはどのような方法があるか検討した。国際社会と現地社会との間に法や規範・価値をめぐる認識において大きな隔りがあることを明確した。このように、価値・規範の認識のずれの原因、ギャップを克服するための可能なアプローチについて検討することによって、平和の定着への道筋を僅かながら示すことができ、今後の地域および国際貢献について一定の示唆を得た。

研究の成果として、学会や研究会での報告、数本の論文を執筆することができたが、女性の

平和活動への参画が地域の弱者のエンパワーメントに与える影響については、調査対象の選択、時間的制約から実現することができなかった。引き続き現地調査の可能性を模索している。

以下に具体的な研究成果を示す。

- (1) 国家によるジェンダーの主流化がどの程度進んでいるのかについて、「国別行動計画 (National Action Plans: NAP)」の策定を調査することによって分析を行った。

国家が NAP を策定する際に含むべき要素は以下の 7 つである。

背景 (紛争・安全保障に関する国の現状や歴史、紛争による社会特に女性への影響)

紛争解決・平和構築に向けたこれまでの取り組み

NAP を基礎づける既存の法律・政策 (憲法、平和・ジェンダー平等・人権関連の法)

NAP の目的

実施メカニズムと組織 (主管省庁とその他の所管庁、市民社会や民間セクター、国連機関、ドナーの役割、評価メカニズムなど)

具体的な活動マトリックス (活動の柱、目的、施策、指標、期限、実施主体など)

予算

2004 年の安保理議長声明において、「1325 号決議の実施において市民社会の貢献が重要であることを認識し、その一層強固な実現に向けて、加盟国が、市民社会とりわけ地域の女性のネットワークや団体と協働を続けることを奨励する」と述べられていたことから、加盟国は NAP の策定プロセスにおいて、市民社会とりわけ女性団体との協議を進めてきた。2016 年 5 月現在、NAP の策定国は 60 カ国である【表 1】。そのうち、欧州諸国、アフリカ諸国が圧倒的に多く、策定後に改正を加えている国もある。地域の所属国家数から鑑みるに、中南米諸国とアジア諸国による NAP の策定はかなり後れをとっていることが分かった。

【表 1】国家行動計画(NAP) 策定済みの国名一覧 (60 カ国)

地域 策定年	北米	欧州	中東	アフリカ	中南米	アジア	大洋州
2005		デンマーク					
2006		スウェーデン、ノルウェー、イギリス					
2007		スイス、スペイン、オーストリア					
2008		アイスランド、オランダ、フィンランド		コートジボワール、ウガンダ			
2009		ポルトガル、ベルギー		ギニア、リベリア、ルワンダ	チリ		
2010	カナダ	イタリア、フランス、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、スロベニア、セルビア		シエラレオネ、コンゴ (民)、ギニアビサウ		フィリピン	
2011	アメリカ	リトアニア、アイルランド、クロアチア		セネガル		ネパール	
2012		ジョージア		ガーナ、ブルキナファソ、トーゴ、マリ、ブルンジ			オーストラリア
2013		ドイツ、マケドニア、キルギス		ナイジェリア			
2014		コソボ	イラク	ガンビア、中央アフリカ		韓国、インドネシア	
2015			アフガニスタン、パレスチナ		アルゼンチン、パラグアイ	日本	ニュージーランド
2016		ウクライナ		ケニア			

(出典) PeaceWomen, a project of the Women's International League for Peace and Freedom, United Nations Office (<http://www.peacewomen.org/member-states>)の資料を基に筆者が作成。本多美樹「平和構築の新たな潮流と『人間の安全保障』: ジェンダー視座の導入に注目して」『東南アジアの紛争予防と「人間の安全保障」: 武力紛争、難民、災害、社会的排除への対応と解決に向けて』、明石書店、2016、73 頁。(2016 年 4 月末日時点。)

安保理諸決議は紛争後の社会も射程に含めていることから、積極的な平和の実現という長期的な視点に立った社会構造の変化をその範囲に含めているように思われるが、既存の主権国家体制に基づいた取り組みが前提であることは否めない。つまり、安保理は、国家に対して、国家の構造を変化させるような NAP を求めているのではなく、現存の状況下で可能な措置を策定することを想定していると考えるのが自然である。これでは、主権国家の枠組みにおける狭義の安全保障であり、構造にまで踏み込む積極的な平和とは言えない。加えて、NAP は新しい法の定立や行政的な措置を促すものの、和平合意やそれに付随する不処罰の阻止に働きかけるものとはなっていない。安保理決議 1325 号後の諸決議では、持続可能な平和を実現する礎として不処罰を終わらせる必要性が強調されており、性暴力は武力紛争につきものであるとして、これを容認してきた旧弊を根本から打破したはずであったが、例えばウガンダのように、反政府勢力が行ったとされる拷問や児童徴兵、強姦等の重大な人権侵害について国際刑事裁判所に事態が付託されたが、暴力に関わった当事者の罪は問わなかった。今後は不処罰についてより一層の議論がもたれなければならない。

世論や市民社会による後押しを背景として採択されてきた「女性、平和、安全保障」に関する一連の決議とそれらの履行のための NAP が、主権国家の枠組みの中での措置に留まることのないよう、人間の安全保障を具体化した措置となるよう、NAP 策定国の市民社会は互いに連携して、それぞれのジェンダー状況のモニタリング結果を評価し合うなど、市民レベルでの NAP の推進を積極的に進めていることが分かった。

国連によるジェンダー主流化政策の多くは、紛争経験国の制度やルールにジェンダー平等化を組み入れることを支援するものであり、国家の中の市民一人ひとりのジェンダー意識に直接的に働きかけるものではない。さらに、安保理決議に拘束力はあっても、ジェンダー平等化の政策を実行するのはそもそも国家の裁量と意識に委ねられており、安保理がそれらの履行を強いることはできない。しかしながら、その政策の最終目標の多くは、ジェンダー主流化の制度構築を行うことで現地の市民の主観的な意識の変化を目指すものである。つまり、国連のジェンダー主流化政策の政策評価を行うためには、最終的な帰結である現地市民のジェンダー意識に関する分析が必要となった。

(2) ジェンダーの主流化も含めて平和の定着が進まない要因の一つとして、法やジェンダーなどの価値・規範などが当該社会で根付き難いこと、また、国際社会と現地間に規範や価値の認識について大きな隔たりがあることが明確になった。平和構築活動において、活動に関与する様々なアクター間で価値規範を共有することの難しさと共有の可能性について、これまでどのように議論されてきたのかを整理した。平和構築活動はこれまで、「法の支配」を重視するアプローチは活動を成功に導くという理念に基づいて進められてきた。このアプローチは、社会の基礎としての法律や国際社会の全域に適用される規範体系の共有は国際秩序を維持するために必要であるが、平和移行期の国家や、法律や規範は守るべきだという認識が国家の構成要素に共有されていない国家においては、他の多様なアクター、例えば、国際機構、地域機構、欧米諸国、企業や市民社会などとの価値・規範の共有は容易ではない。支援する側がどのようなアプローチを進めれば、当該社会と法や価値・規範を共有することが可能になるのかについて、多様なアクターの関与と調整に注目して、国連が進めてきた法分野の制度づくりと価値規範の伝播の努力について整理した後、平和構築活動における価値・規範の共有をめぐる議論を整理した。その後、当事国も含む平和構築に係るアクターが価値規範をどのように捉え、どのように共有されることが望ましいと考えているのかについて検討した。

平和構築活動における多様なアクター間の価値・規範の共有についての認識のズレが存在する。国連のように活動の主導権を握っているアクターは、現地の正義や伝統は平和移行期の社会にとって有用であるとしながらも、国際基準に一致することを要求する。しかし、現地にとって非常に重要でも国際規範に相容れない要素もありうることから、そのような場合には国連はどう考慮するのかという疑問が残った。また、当該政府はもっぱら国家による価値・規範の役割を重視するが、その価値・規範が国際社会と現地政府のパワーの位相に影響を受けて規制されていく懸念が残った。一方、国際 NGO などは国際規範を遵守する傾向になることから、現地の価値・規範に基づく慣習などに配慮はするものの、結局のところ、国際的な基準からそう遠くない価値・規範を現地に適用することになるのではないかと懸念が生じた。

このように、アクター間には法や価値・規範について認識のズレがあることから、今後の平和の定着のためには、アクター間を繋ぐ「しくみ」となる新たなアクターの存在が必要であることが分かった。現地の宗教的・民族的な慣習に馴染むような形でじわじわと「法の文化」の構築を促すしくみが生成され、規範の再編、規範のローカル化が「オーナーシップ」の確立とともに育成されていくことが望まれる。そのためには、ローカルな価値と国際的な価値の両方を熟知し、両者を調整できるような「仲介者」の存在や、規範の解釈・再編を生み出す規範の「翻訳家」の存在が必要である。また、ローカルとトランスナショナル領域間での「エージェント」の往来などのしくみが機能することによって、新たな規範が形成されうると考察した。

本研究の課題として残されたのは、平和移行期にある社会では、国際社会が共有したい価値・規範がどのようなプロセスを経て、当該社会に馴染み、共有できるのか、現地社会における実態を調査することである。これについては、今後の課題として調査を進めている。

引用文献

Batliwala, S. (2002) "Grassroots Movements as Transnational Actors: Implications for Global Civil Society," *Voluntas: International Journal of Voluntary and Nonprofit Organizations* 13-4, 393-410.

Batliwala, S. and Brown, L.D. (2006) *Transitional Civil Society: An Introduction*. Boulder: Kumarian Press.

Wanis-St. John, A. (2012) "Ancient Peacemakers: Exemplars of Humanity," in Nan, S.A., Mampilly, Z.C., and Bartoli, A. (eds.). *Peacemaking: From Practice to Theory*, 2, Oxford: Praeger Security International. 365-366

クロス京子 『移行期正義と和解: 規範の多系的伝播・受容過程』 有信堂高文社、2016年。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1件)

本多美樹、安全保障概念の多義化と国連安保理決議、アジア太平洋討論、査読無、31号、2018、121-137

〔学会発表〕(計 3件)

本多美樹、国際秩序の安定化のための平和構築活動を考える——価値規範の共有をめぐる多様なアクターの関与と調整に注目して、グローバルガバナンス学会、2018

本多美樹、国際秩序の維持と平和構築戦略としての「法の支配」: 普遍的な価値基準として法機能は共有されるのか?、日本国際平和構築協会、2017

本多美樹、国連におけるガバナンスの概念とその発展、日本国際連合学会、2016

〔図書〕(計 2件)

Miki Honda 他、Complex Emergencies and Humanitarian Response、Union Press、2018、234

本多美樹 他、明石書店、東南アジアの紛争予防と「人間の安全保障」: 武力紛争、難民、災害、社会的排除への対応と解決に向けて、2016、248

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

(2)研究協力者

研究協力者氏名:

ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。